

国内上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです)

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようご案内いたします。なお、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料などの諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっての手数料等の諸費用につきましては、「手数料等の費用について」をご覧ください。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※2）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初の購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 私設取引システムへの媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 取引所取引から起因するエラー取引等、当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売出しの取扱い

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号 農林水産省指令28食産第3988号 経済産業省20161108商第10号
本店所在地	〒100-6025 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング25階
連絡先	03-4588-9700
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,600,520 千円（令和3年3月現在）
主な事業	金融商品取引業、商品先物取引業
設立年月	平成18年8月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒100-6025
東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング25階

電話番号：03-4588-9701

受付時間：平日 9時00分～17時00分（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。



住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号 : 0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)

※ 1 「上場有価証券等」には、国内の店頭有価証券市場において取引されている有価証券を含みますが、

店頭カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※ 2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

私設取引システム説明書

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

本説明書は、お客様がインタラクティブ・ブローカーズ証券（以下、「当社」といいます。）を通じて、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下、「チャイエックス社」といいます。）及びジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システムにおいて有価証券売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書をお読みいただき、私設取引システム（以下、「PTS」といいます。）の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。

1. PTS 取引の概要

チャイエックス社及びジャパンネクスト社が運営する PTS における取引（以下、「PTS 取引」という。）は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。チャイエックス社及びジャパンネクスト社が運営する PTS の場合、各社のコンピュータ・システム上にてお客様の提示した指値が、取引の相手方となる他注文指値と一致する場合に、当該お客様の提示した指値を用いて売買を成立させる取引になります。

2. 取引の方法

当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに当社が指定する SMART 銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文をチャイエックス社及びジャパンネクスト社に取次ぎます。チャイエックス社及びジャパンネクスト社では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文が対当した時に約定を成立させます。なお、原則として、すべての取引に関して、当社、チャイエックス社又はジャパンネクスト社が相対で仕切り売買を行なうことありません（ただし、システム障害時等投資家保護観点から必要と認められる場合はこの限りではありません）。

3. 売買価格決定

チャイエックス社及びジャパンネクスト社が運営する PTS 上での売買価格決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号のホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式となります。すなわち、価格優先、時間優先に基づくものとなります。

4. 取引ルール

主な取引ルールは別紙を参照願います。

5. 手数料等

PTS 取引を行うにあたっては、当社所定の手数料等を頂戴いたします。詳細につきましては「手数料ガイドライン」を参照願います。

6. PTS の取引リスク

(1) 取引停止また取引が制限される場合があります。

PTS 取引のシステム障害が発生した場合や PTS を運営する社等による制約により、PTS 取引における売買取引を停止又は制限する場合があります。

(2) 約定が取り消される場合があります。

PTS 取引時間中に個別銘柄売買の停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合に、約定が取り消しとなる場合があります。

(3) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。

ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所の取引最終値段・最終気配等に基づき基準値段を定め、一定の値幅の範囲内でお取引いただきます。従いまして、当日取引所の取引高値・安値の範囲内を越えて価格形成される場合もあります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。

(4) その他

1. 情報開示・ニュース等

PTS 取引の取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

2. 流動性、値動き

PTS 取引は、取引所取引における取引と比べて取引参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。

3. 提示された価格による約定可能性

本 PTS は、PTS 取引に参加される方の買い注文と売り注文の注文条件が合致した際に売買が成立します。従いまして、お客様が発注した注文条件に見合う反対注文が発注されていない場合に売買が成立しません。

7. 誤注文等による異常な取引の管理方針

誤注文等により異常な取引（過誤取引）（注）が成立した場合、ジャパンネクスト社の方針に従い、当該取引を取消す場合がございます。この場合、当該取引は初めから成立しなかったものとみなします。

(注) 誤注文等による異常な取引(過誤取引等)とは、価格、数量、銘柄等を誤って注文したこと等により、市場価格から大幅に乖離した値段や明らかに理論的な範囲を超える値段や数量の約定がなされた取引をいいます。

8. その他の留意事項

- (1) 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイト及び最良執行方針において、詳細をご説明させていただいている事項もありますので、お取引にあたっては当該記載もあわせてご確認くださいませよう願います。
- (2) チャイエックス社及びジャパンネクスト社は、金融庁の認可を受けて営む PTS 運営業務一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引公正性確保のために売買審査を行なうことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はチャイエックス社及びジャパンネクスト社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類作成及び提出に関する必要な協力を行いません。

9. 本説明書の変更について

本説明書の内容について、法令の変更又は監督官庁の命令等、その他必要が生じたときには、変更する場合があります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又その他相当の方法により周知します。

以上

別紙：取引ルール

項目	内容	
取扱いの PTS 市場	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイエックス・ジャパン株式会社 ・ジャパンネクスト証券株式会社 	
取引時間	チャイエックス・ジャパン	ジャパンネクスト証券
	毎営業日 8時20分～16時00分 (デイトタイム・セッション)	毎営業日 8時20分～16時00分 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 16時30分～23時59分 (ナイトタイム・セッション)
取引の種類	現物取引のみとなります。	
取扱銘柄	国内金融商品取引所に上場する銘柄から各 PTS 市場が指定する銘柄となります。	
注文の方法・種別	<p>当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、価格等の注文内容を受け付けます。</p> <p>◆ ジャパンネクスト社のナイトタイム・セッション ジャパンネクスト社のナイトタイム・セッションをご利用する場合、発注時に「通常取引時間外にてこの注文が約定することを許可する」または「通常取引時間外にて約定する」をチェックのうえ実行してください。チェックがない場合、受注した注文は翌日のデイトタイム・セッション注文として執行されません。</p> <p>ナイトタイム・セッションにて有効に受注した注文は翌日のデイトタイム・セッションまで引き継がれます。注文について、以下の制約がありますので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナイトタイム・セッションでは IB SMART はご利用できません。 ・ナイトタイム・セッション時にご利用できない条件等を選択のうえ発注された注文は、エラー注文となりますので、発注時に十分確認のうえ実行ください。 	
注文に係る規制	受付する注文に関しては、各 PTS の規制のほか、当社が独自に規制を行う場合があります。	
売買価格の決定方法及び約定方法	チャイエックス社及びジャパンネクスト社が運営する PTS 上での売買価格決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第10	

	号の木及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式となります。
約定日/受渡日	<ul style="list-style-type: none"> • 約定日は取引所同様に売買成立日となります。 • 受渡日はデイトタイム・セッションでは約定日から起算して 3 営業日目、ナイトタイム・セッションでは約定日から起算して 4 営業日目となります。
売買単位	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として発行会社が定めている単元株式数とし、定めがない場合には 1 株 (口) 単位となります。
呼値	<ul style="list-style-type: none"> • PTS へ直接発注される場合には各 PTS の定める呼値となります。 • SMART を利用する場合には執行市場の呼値となりますが、PTS にて約定した場合の価格は各 PTS の呼値となります。
値幅制限	<ul style="list-style-type: none"> • PTS へ直接発注される場合には各 PTS における値幅となります。 • SMART を利用する場合には執行市場の値幅となります。
売買の決済方法	原則として、当社では前受制度を採っており、売買資金及び売却有価証券は事前にお預かりし、決済日に決済します。
売買の停止/制限	<ul style="list-style-type: none"> • 東証が売買停止等の措置を行った場合で PTS でも売買停止の措置が必要であるとチャイエックス社、ジャパンネクスト社若しくは当社が判断した場合、日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合。 • 各 PTS において稼働に支障が生じた場合において、売買を継続することが適当でないと当社が判断した場合。 • 対象銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないとチャイエックス社、ジャパンネクスト社若しくは当社が判断した場合。 • 売買状況に異常がある、またその恐れがある場合等で売買を継続することが適当でないとチャイエックス社、ジャパンネクスト社、東証若しくは当社が判断する場合。 • 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延または不能となったとき。

	<ul style="list-style-type: none"> • 取引の公正性の確保のため、チャイエククス社、ジャパンネクスト社、東証若しくは当社が判断する場合。 ◆ 売買停止措置が行われた場合のご注文の取扱い <ul style="list-style-type: none"> • 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立していない場合には、PTS 取引時間中に売買が停止された場合、原則として注文失効されます。 • 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立している場合には、原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。 ◆ 売買停止後の取扱い <ul style="list-style-type: none"> • PTS 取引全体もしくは個別の取扱銘柄においてナイトタイム・セッション中に売買停止措置が実施された場合、当日の PTS 取引は再開されません。
<p>価格情報の開示</p>	<p>PTS の価格情報に関しては、日本証券業協会の定めに従い、チャイエククス社及びジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報が所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS インフォメーションネットワーク (http://pts.offexchange2.jp/)」上で公表されます。</p>